

○奥山総括調整官 定刻となりましたので、ただいまから、第110回「社会保障審議会介護保険部会」を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中御出席賜りまして、誠にありがとうございます。

本日は、対面を基本としつつ、オンラインも組み合わせての実施とさせていただきます。

また、動画配信システムでのライブ配信により、一般公開する形としております。

報道関係の方に御連絡します。冒頭のカメラ撮影はここまでとさせていただきますので、御退出をお願いいたします。

(カメラ退室)

○奥山総括調整官 それでは、以降の進行を菊池部会長をお願いいたします。

○菊池部会長 皆様、こんにちは。

師走もかなり押し迫ったところで、大変お忙しくしておられるところと思いますが、御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

まず、本日の委員の出席状況ですが、大石委員、大西委員、佐藤委員、中島委員、橋本委員、山本委員より御欠席の連絡をいただいております。

また、御欠席の大石委員の代理として、長崎県福祉保健部長、新田惇一参考人、大西委員の代理として、高松市健康福祉局介護保険課長、川野祥靖参考人、橋本委員の代理として、日本慢性期医療協会副会長、井川誠一郎参考人、山本委員の代理として、日本看護協会常任理事、田母神裕美参考人に御出席いただいておりますので、お認めいただければと思います。よろしいでしょうか。

(異議なしの意思表示あり)

○菊池部会長 ありがとうございます。

それでは、早速、議事に入りますので、初めに、本日の資料と会議の運営方法について、事務局からお願いいたします。

○奥山総括調整官 事務局でございます。

それでは、お手元の資料と会議の運営方法の確認をさせていただきます。

資料については、会場にお越しの委員の皆様におかれましては、机上に用意しております。オンラインにて御出席の委員におかれましては、電子媒体でお送りしております資料を御覧いただければと思います。同様の資料をホームページにも掲載しております。

もし、資料の不足などがございましたら、恐縮ですが、ホームページからダウンロードいただくなどの御対応をお願いいたします。

次に、発言方法等について、オンラインで御参加の委員の皆様方には、画面の下にマイクのアイコンが出ておりますので、会議の進行中は基本的にマイクをミュートにさせていただきます。御発言される際にはZoomツールバーのリアクションから「手を挙げる」をクリックいただき、部会長の御指名を受けてからマイクのミュートを解除して御発言いただくようお願いいたします。

御発言が終わりました後は、Zoomツールバーのリアクションから「手を下ろす」をクリックいただき、併せてマイクをミュートにさせていただきますようお願いいたします。

なお、時間が限られておりますので、発言は極力簡潔をお願いいたします。

以上でございます。

○菊池部会長 それでは、早速、議事に入りたいと思います。

本日は、報告事項が3点ございます。

議題「1 給付と負担について」は、1号保険料負担の在り方、一定以上所得の判断基準について、予算編成過程を踏まえた結論について御報告をお願いいたします。また、議題「2 介護保険法施行規則の改正等」及び議題「3 『住宅確保要配慮者に対する居住支援機能のあり方に関する検討会』中間取りまとめ（案）」についても、3件続けて御報告をお願いいたします。

○蓑原介護保険計画課長 それでは、介護保険計画課長でございます。

私のほうから資料1に基づきまして、今、部会長のほうから御指示いただきました、給付と負担の関係の予算編成過程の検討結果、2点につきまして、御報告をさせていただきますと思います。

まず、スライドの2ページ目を御覧いただければと思います。「第1号保険料に関する見直しの成案」という部分でございます。

1つ目の○のところは、以前、この部会でも御議論いただいておりますとおり、今後の介護給付費の増加を見据えまして、1号被保険者間での所得再分配機能の強化と、それに応じまして、低所得者の保険料上昇を図るといような形で、検討をさせていただきました。

下の図のほうで、赤字で書かせていただいておりますところが、具体的に乗率等として決めさせていただいた点でございます。

まず、右上のほうでございますけれども、今まで9段階までであった標準の段階につきまして、10段階以降、また、13段階まで設定をさせていただくということでございます。10段階が1.9、11段階が2.1、12段階が2.3、13段階が2.4という形でございます。

下の方にマル1、マル2、マル3、マル4と小さい字で書かせていただいておりますが、この境界の幅に関しましては、100万円ずつの刻みの形にさせていただいております。

それに応じまして、高所得者の保険料の部分が增多ることによりまして、左のほうに赤い字で伸ばしておりますけれども、低所得者の保険料の低減をより強化することをさせていただくということで、左のほうに数字で書いておりますけれども、第1段階のところ、今、0.3のものを0.285まで、第2段階のところは、0.5が現行でございますが、それを0.485、第3段階に関しましては、0.7のところを0.685まで、さらに引き下げることをさせていただくということでございます。

さらに、低所得者の軽減を強化するというに伴いまして、現行、公費で行っております低所得者の負担軽減に関する公費の一部に関しまして、現場の従事者の処遇改善をは

じめとします、介護に係る社会保障の充実、介護報酬改定の財源として活用するという方向で御議論をさせていただきましたが、結果といたしましては、上の文字のところの2つ目の○のところに※で書かせていただいておりますように、公費ベースで約382億円、国費で言いますと191億円に關しまして、介護報酬改定の財源という形で活用をさせていただく形にさせていただきたいということでございます。

ちなみに、R5年度予算は低所得者の負担軽減として、国費ベースで786億円を措置させていただいておりますけれども、R6年度といたしましては191億円が減と、その分は、介護報酬改定の財源に活用させていただきますので、R6年度予算の低所得者の負担軽減としては、国費として595億円という形になるということでございます。

次のページが、第9期計画期間における第1号保険料の標準13段階の図でございます。

具体的には、右下のところの箱で、4つほど、第10段階から第13段階までが追加という形になります。

先ほど申し上げましたとおり、100万円ずつの刻みとさせていただくということでございますので、現行、第9段階のところは320万円以上となっておりますが、直近の第1号被保険者の所得分布等を勘案いたしましても、320万円のところは動かず、そこから100万円ずつの刻みということでございますので、第10段階のところは、420万円以上から520万円未満、それ以降100万円ずつの刻みということでございます。

想定されております対象の人数は、一番下のところで、人数をそれぞれ区分ごとに書かせていただいているところでございます。

続きまして、一定所得以上の判断基準、いわゆる2割負担の対象の問題について御報告をさせていただきます。

5ページ目のスライドでございます。

1つ目の○のところは、部会で以前も御議論をいただいて御了承いただきました、2割負担の一定所得以上の判断基準の在り方についての検討の方向性でございます。この検討の方向性に基つきまして、予算編成過程で調整をさせていただきました。

2つ目の○のところが、結果でございますけれども、結論といたしましては、第9期におきましては、2割負担の対象については拡大をしないとした上で、2つ目の○のところで書かせていただいている内容について、財務大臣、厚労大臣の間での大臣折衝の中で確認をさせていただきました。

少し読み上げさせていただきますけれども、利用者負担が2割となる一定以上所得の判断基準の見直しについては、以下の内容につき、引き続き早急に介護サービスは医療サービスと利用実態が異なること等を考慮しつつ、改めて、総合的かつ多角的に検討を行い、第10期介護保険事業計画期間の開始、2027年度の前までに結論を得るということでございます。

まず(i)のところでございますが、利用者負担の一定以上所得、いわゆる2割負担の判断基準に關しましては、以下の案を軸としつつ、検討を行うということでございます。

具体的には、アとイでございますけれども、アのほうで直近の被保険者の所得等に依りました分布を踏まえて、一定の負担上限額を設けずとも、負担増に対応できると考えられる所得を有する利用者に限って、2割負担の対象とするというものでございます。

こちらに関しましては、280万円というところの年収要件がございますけれども、それを具体的に280万から拡大すると、額を移すという案でございます。

続きまして、イでございますけれども、イは負担増への配慮を行う観点から、当分の間、一定の負担上限額を設けた上で、アよりも広い範囲の利用者について、2割負担の対象とする。

その上で、介護サービス利用等への影響を分析の上、負担上限額の在り方について、2028年度までに必要な見直しの検討を行うというものでございまして、先ほどアのほうでは、額を単純に移すということを申し上げましたが、移す範囲に関しましては、アよりも広い範囲ではイを、イのほうでは、アよりも広い範囲を設定した上で、さらに負担上限額を設けて、負担増への配慮を行うというものでございます。

さらに(ii)でございますけれども、今、申し上げたそれぞれ2案を軸とした検討に当たりましては、介護保険における負担への金融資産の保有状況等の反映の在り方や、きめ細かい負担割合の在り方と併せて早急に検討を開始するというものでございます。

金融資産の関係に関しましては、従前から課題となっているところでございますけれども、もう一点、観点として追加をされましたのは、きめ細かい負担割合の在り方ということでございまして、この点に関しましては、部会のほうでも御議論がありました。1割から2割ということで、負担が一気に拡大するという点で、単純に倍になるという点がございまして、1割と2割の間という負担割合の在り方もあり得るのではないかということも含めまして、検討を行うという形に、大臣折衝事項の中で確認をさせていただいたということでございます。

資料1のほうは以上でございます。

○和田認知症施策・地域介護推進課長 認知症施策・地域介護推進課長でございます。

私から資料2について御報告をさせていただきます。資料2を御覧くださいませ。省令改正2点の御報告でございます。

まず、1点目「地域包括支援センターにおける柔軟な職員配置について」でございます。資料の1ページでございます。

本件は、令和5年の地方からの提案等に関する対応方針に基づきまして、それに対する対応の方針でございます。

昨年の介護保険部会意見書でも、その中でも御議論をいただきまして、記載はいただいております。

センターによる支援の質が担保されるよう留意した上で、複数拠点で合算して3職種を配置することや、主任介護支援専門員、その他これに準ずる者の適切な範囲の設定など、柔軟な職員配置を進めることが適当であるという御意見をいただいております。

施行規則の改正案について、御報告をさせていただきます。

現行の配置基準は存置しつつ、市町村の判断によりまして、複数圏域の高齢者数を合算いたしまして、3職種を地域の実情に応じて配置することを可能としてはどうかということでございます。

具体案として、その下に図示させていただいております。

人材確保が困難な場合においても、2職種は配置をさせていただいた上で、増員による後方支援機能の強化もしくはその間による情報共有・相互支援を行った上で、こうした人材確保が困難な状況が継続する場合には、合算しての3職配置を認めることとしてはどうかという御提案でございます。

また、あわせて、必要な見直しを行わせていただくこととしておりますほか、先ほどの主任介護支援専門員に準ずる者、範囲設定につきましては、地域包括支援センターが育成計画を策定しており、現に従事しております、主任介護支援専門員の助言のもとで、将来的な主任介護支援専門員を目指す介護支援専門員であって、介護支援専門員として従事した期間が通算5年以上である者を追加してはどうか、こちらは通知の改正になりますが、あわせて、御提案の御報告をさせていただきます。

以上でございます。

2点目「総合事業における継続利用要介護者の利用可能サービスの弾力化」についてでございます。資料の2ページでございます。

12月7日の介護保険部会に対しまして、介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会における議論の中間整理を御報告させていただきました。

この中で、地域のつながりの中で高齢者自身が適切に活動を選択できるように、この総合事業の見直しを行っていく方針について、御報告をさせていただいたところでございます。

これに基づきまして、今回の施行規則の改正案でございます。

継続利用要介護者が地域とのつながりのもとで、日常生活を継続するための選択肢の拡大を図る観点から、継続利用要介護者が利用できるものとして、サービスAを含めることとしてはどうかという御提案でございます。

下でございますけれども、現在はBとDにつきまして、継続利用要介護が認められておりますが、それを今回、Aにも拡大してはどうかという御提案でございます。

継続利用要介護者の選択のもとということが基本になりますので、心身の状況等を踏まえたサービスが適切に提供されるよう、継続利用要介護者に対し、総合事業を提供する際の基準に、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、地域ケア会議等との密接な連携と、緊急時の対応に対する規定を新設させていただきたいと考えております。

以上、御報告でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○峰村高齢者支援課長

高齢者支援課長でございます。

資料3に基づきまして、「住宅確保要配慮者に対する居住支援機能の在り方に関する検討会、中間取りまとめ（案）」につきまして、御報告させていただきます。

本件につきましては、11月6日の本部会におきまして、素案について御報告させていただいたところでございます。

今回の中間取りまとめ（案）におきましては、そのときに御説明させていただきました骨格につきましては、基本的に大きく変わってございません。

ただし、中間取りまとめ素案について、検討会でいただいた意見を踏まえまして、その意見を反映したものが中間取りまとめ（案）として、今月の5日の検討会で示されましたので、それについて御説明をいたします。

主な変更点について申し上げます。

まず、資料の3ページを見ていただきますと、29行目以降に修正が入ってございますけれども、居住支援の実態について追記がなされてございます。

冒頭、社会構造の変化により単身世帯が増加し、家族とのつながりが希薄化する中で、住まいや地域での暮らしに課題を抱える生活困窮者や高齢者の増加が懸念され、地域における住宅の確保から日常生活の支援、社会参加支援までの一連の支援の重要性が増しているという記載がございます。

また、36行目から介護保険制度に基づく地域支援事業である高齢者の安心な住まいの確保に関する事業についても、現状に関する記載を追記してございます。

続きまして、資料の5ページの3行目から記載が追加されてございます。近年、賃貸借契約に当たっての家賃債務保証会社の利用が増加していることに加えまして、このような家賃保証債務保証会社の審査に通らないことによりまして、住宅確保要配慮者が入居できない事例もあるということが、記載をされてございます。

15行目から基本的な方向性、3点ございまして、こちらは、前回御説明した方向と変わってございませんけれども、例えば、19行目にありますように、福祉施策と住宅施策が緊密に連携するであるとか、その下の総合的・包括的な支援体制ということで、文言が追記されてございます。

6ページの14行目からのところでございます。ここは、住まいに関する相談支援の機能の強化のところ、具体的な事業の例示としまして、介護保険制度における地域支援事業についても記載を追加してございます。

19行目以降につきましては、記載の場所が変わったということで、大きな変更ではございませんけれども、賃貸人と居住支援法人等が連携して、安否確認や緩やかな見守りなどのサポートを行う住宅の提供をする仕組み、これを創設するといった記載が書かれてございます。

それから、7ページの11行目からの追記でございます。

ここでは、家賃債務保証を円滑に利用できる枠組みを検討することについて、記載が追加されてございます。

また、26行目以降につきましては、残置物の処理に関するモデル契約条項、これについての現状の課題についても記載が追加されてございます。

8ページでございますが、12行目から公営住宅における空き住戸の活用に関する記載であるとか、16行目ですけれども、居住支援法と行政との連携を推進する必要があるとの記載。

それから、21行目ですけれども、人格と個性を尊重し合いながら、相互に支え合う社会の実現を目指すことが必要である旨が記載されてございます。

9ページの5行目からですが、市区町村において、居住支援協議会の設置をさらに推進する必要があるという記載に加えまして、その際ということですが、既存の福祉等に関する会議体の活用や、複数自治体による合同での設置など、地域の状況に適した形で柔軟に設立、活動できる方法で進めることが重要である旨が記載されてございます。

最後26行目「今後に向けて」ということでございます。国土交通省、厚生労働省、法務省において、具体的な制度の見直し等に向けて、検討を進めるべきということでございますが、特に35行目ですけれども「その際」というところで記載がございまして、特に国土交通省及び厚労省はこれまで以上に緊密に連携して、施策を講ずるといふことや、最後でございますが、制度的な枠組みに基づき相互に連携することを検討すべきということで、制度的な検討についても両省一緒になって行っていく旨について記載が追記されてございます。

あと、10ページにかけましては、今後適時検証していくこととか、不断の取組を行われることが期待されるということが記載されてございます。

本中間取りまとめ（案）につきましては、12月5日の検討会での意見を、現在、反映を行っておりまして、来週にはパブリックコメントに付す予定でございまして。その結果を踏まえて、最終的な取りまとめとして公表される予定でございまして。

説明は以上になります。よろしくお願いたします。

○菊池部会長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様から、ただいまの報告に関しまして、御発言がございましたら、お願いたします。

会場の方は、お手を挙げいただき、オンラインの方は、Zoomの「手を挙げる」機能を使用いただき、私の指名により発言を開始してください。

事務局からも御案内がございましたが、本日は、通常よりも短時間の時間設定になっておりまして、多くの委員の皆様にご発言いただくためにも、若干御配慮をいただければ幸いです。

それでは、まず、いつものように会場からお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

栗田委員、お願いたします。

○栗田委員 では、私から給付と負担と、それから住宅確保要配慮者に対する居住支援機

能等の在り方に関する、この中間取りまとめ（案）の両方について、まとめて発言させていただきます。

まず、給付と負担についてですが、これは、前回会議においても何人かの委員から御指摘がありましたように、一定以上の所得の判断基準については、1つは、要介護認定を受けている高齢者の世帯類型別、年収別の収入と支出の状況に関する検討を行うということと、もう一つは、貯蓄などの金融資産の保有状況等の反映の在り方について、検討を行っていく、これは、ぜひお願いしたいと思います。

なお、その際には、今後、急速に増加するのは、85歳以上の高齢者でございまして、その多くが単身世帯であって、その多くが貯蓄を切り崩しながら暮らしていて、85歳を超える頃には貯蓄も枯渇している場合が少なくないということを考慮していただければと思います。

そして、そのような高齢者の多くが認知症であったり、認知機能の低下を伴っており、これに経済的困窮や社会的孤立が加わって、住宅確保要配慮高齢者になりやすい状況が生じているということをご指摘しておきたいと思います。

このことに関連しまして、住宅確保要配慮者に対する居住支援機能等の在り方に関する中間取りまとめ（案）の5ページ以降の4の今後の取組の（1）の居住支援の充実に関する記載の3つ目の○ということで、6ページ目の13行目以降でございますが、ここに介護保険制度の地域支援事業の側から見た居住支援との連携強化の必要性が記されております。

このことは、とても重要な観点であります。同時に、先ほど述べましたような住宅確保要配慮高齢者には、多様な日常生活支援ニーズあるいは社会参加支援ニーズがありまして、そのニーズが充足されないということが、住まいを失う要因になっているということをご指摘しておきたいと思います。

そして、そのことは、地域支援事業の総合事業の中でうたわれている日常生活支援というものが、住宅確保要配慮高齢者の日常生活支援ニーズにも対応できるものであること、あるいは生活支援体制整備事業も、また、そのような観点から、生活支援のネットワークを地域の中につくり出そうという視点を持つことが重要であるということをご強調しておきたいと思います。

以上でございます。

○菊池部会長 ありがとうございます。

花俣委員、その後、津下委員、お願いします。

○花俣委員 ありがとうございます。

本当に熾烈な攻防を経て、大臣折衝による最終的な結論について、御丁寧な報告の場を設けていただき、感謝申し上げます。

大臣折衝の内容によれば、第9期は、判断基準の引下げを行わないけれども、第10期が始まる前までに、引き続き検討することと理解いたしました。

認知症の人と家族の会は、介護保険制度の創設に期待し、これまで制度のおかげで介護



のある暮らしを続けていくことができます。

制度には大変感謝していますが、介護保険料や利用料、施設サービスなどでは、家賃や食費の負担もあり、本当に支払い続けることができるのだろうかと不安を抱えている人も少なくないのです。

長く利用料引上げが審議されるのは、不安を払拭できないストレスにもなっています。制度の持続可能性とは、介護を必要とする人、介護をする人の暮らしの安定を保障することではないでしょうか。ぜひ、私たちが、それなら払えるねという合理的で説得力のある調査をしていただき、今後の検討に当たって、資料としてお示しいただくことを、引き続き要望いたしたいと思えます。ありがとうございました。

以上です。

○菊池部会長 ありがとうございます。

津下委員、お願いします。

○津下委員 ありがとうございます。

一定所得以上の判断基準について丁寧な議論が行われ、今回第9期は、2割負担の増加ということが見送られたということになりますけれども、やはり厳しい財政の中で、しっかり考えていかなければいけない課題と思えます。きめ細かい負担割合の検討ということで、1割が2割の倍になるのではなく、どのような負担割合であったら可能かということや、それから今までサービスを受けていた方が、何倍かになるということの受け止めと、今まで介護保険の認定を受けていなかった方が、新たにサービスを受ける段階での受け止めというのは、若干違うような気がしております。介護認定が下りるまでは、いろいろなことについて、自費でいろいろなことでやってきた、介護認定の中で財政的にもサポートされる環境になってきた段階でどのぐらい負担が可能か。第9期の間、より無駄のないといえますか、より適切なサービスの在り方をしっかり研究して、このサービスを切ってしまうのは高齢者の生活や生活機能の維持が難しいものと、少し制限できるもの、その辺りのメリ張りの利いた検討というのも求められるのではないかと思います。そういう中で、国民の理解を得ていくということが必要だと思えます。現実、1割負担でサービスが受けられることで、高齢者にとっては安いと受け止める声も聞こえておりますので、本当に適切なサービスの体系を不断に研究していくことが重要だと考えております。

それから、住宅確保についてですけれども、住宅の手当について、このように省庁を連携して進められるということは、非常に大きな後押しになりますが、アパートとか住宅があっても、その中ですぐに住めるかということと難しかったり、先ほど栗田先生がおっしゃったように、認知機能が低下している中で、いろいろ自分で準備するのが非常に難しいということがございます。家具とか、生活に必要ないろいろなものの準備、そういうことも簡単にできる仕組みが必要とおもいます。海外の例では、寄附とか、今まで使っていた人が使わなくなったものが出てくる、そういうものをリサイクルしながら、すぐに住める状態に整えていくというサービスと併せて行ってる例があります。箱だけあっても暮らしかで

きないということがありますので、住む側の立場に立ったサービス体系の構築も検討していただき、さらに関係者の輪を広げて考えていただければと感じております。

以上です。

○菊池部会長 ありがとうございます。

小林委員、お願いします。

○小林（広）委員 ありがとうございます。

ほかの委員さんのほうからは、給付と負担と住宅確保のほうでお話がありましたので、私のほうからは、資料2の介護保険法施行の規則の御説明について、お伝えさせていただきたいと思います。

主任介護支援専門員、その他これに準ずる者の範囲につきまして、しっかりと示していただきましてありがとうございます。

この範囲につきましては賛同いたしますが、市町村の判断により、複数の圏域の高齢者を合算して、実情に応じた配置となるために、独自の判断による配置で質の低下がないように、今後は配置やサービスの質の実態等について、検証していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

以上です。

○菊池部会長 ありがとうございます。

鳥潟委員、お願いします。

○鳥潟委員 ありがとうございます。

第1号保険料負担に係る見直しについては、年々増加する第1号保険料の水準を現行水準に抑える観点から、低所得者に配慮をしていただきながら、被保険者の負担能力に応じた保険料の設定を行う今回の案に関しましては、妥当と考えております。

一方で、2割負担の一定所得以上の判断基準の在り方につきましては、非常に難易度の高いことだと思っておりますが、介護サービスの品質向上を図りながら、介護保険制度の持続可能性をより高めていくためにも、今後3年間で確実に結論を得ていただくようお願いしたいと思っております。

以上になります。

○菊池部会長 ありがとうございます。

及川委員、お願いします。

○及川委員 日本介護士会の及川でございます。

資料2の4ページ、資料2-1とされております「総合事業の拡充に向けた基本的な考え方」の資料の中で、医療・介護専門職がより専門性を発揮しつつ、高齢者や多様な主体を含めた地域の力を組み合わせるという視点に立ち、地域をデザインしていくことが必要との記載がございます。前回もこの重要性について言及させていただきました。この指摘にあるような取組が、実際の総合事業の中で推進されることに期待いたします。

以上でございます。

○菊池部会長 ありがとうございます。

ほかには、いかがでしょうか。

笹尾委員、お願いします。

○笹尾委員 ありがとうございます。

総合的、多角的に検討を続けるということですので、ぜひお願いしたいことは、やはり自治体の格差という問題、このことがサービスの供給量にも関わってきますし、保険料の問題にも関わってくる。この格差問題というのが広がりつつあることに対して、やはり検討を掘り下げていただきたいということが1点でございます。

2点目は、生活困窮の課題の中で、2025年を目前としまして、高齢者の困窮者が増えてくるだろうと、このことの対応が今回の改善だけでよろしいのかということを含めて、さらに検討を重ねていただきたいと思っております。

3点目は、高齢者にとって自立していくということが本当に大事なことだと思えば、総合事業を拡充していくという、自立した生活を維持できるということを、ぜひ広げていただくような検討を、さらに深めていただければと思います。

以上でございます。

○菊池部会長 ありがとうございます。

今、笹尾委員からお話がありました、高齢者への支援につきましては、全社会議の改革工程の中で、身寄りのない高齢者等への支援について検討するという事項を入れていただきましたので、そこは、これから、恐らく施策化に向けて検討がなされるのではないかと、私も期待しているところでございます。

ほかには、よろしいでしょうか。

それでは、オンライン参加の皆様からお願いいたします。

幸本委員、お願いします。

○幸本委員 ありがとうございます。商工会議所の幸本でございます。

給付と負担についてのところで、一定以上所得の判断基準の対応に関して、コメントをさせていただきます。

今回、2割負担していただく方の対象拡大についての結論は、先送りということになりましたが、これまでの制度を見直さないままでは、介護保険の持続可能性を維持することは難しいと言わざるを得ません。

資料の最終ページに、今後検討すべき事項が明示され、これを次期計画期間の前までに結論を得るということで、3年の猶予期間が提案されているとも見えるわけですが、ぜひとも、できるだけ早期に結論が得られるよう、議論を進めていただければと思います。

なお、この検討に向けて、幾つか客観的な議論に資するデータなどを御用意いただければと思います。例えば、新たに2割負担となる層の人数、医療と介護の両方を合わせた利用者負担増のイメージ、現役世代と事業主の保険料負担への波及効果などがございます。よろしくお願いいたします。

以上です。ありがとうございました。

○菊池部会長 ありがとうございます。

小林司委員、お願いします。

○小林（司）委員 ありがとうございます。

第1号保険料の多段階化について、各保険者において、どういった経済状況の人へ影響が及ぶのか、丁寧な検討が進められればと思います。

その上で、資料1の2ページ目には、「公費の一部について、現場の従事者の処遇改善をはじめとする介護に係る社会保障の充実に活用」と書かれていますので、ぜひ介護人材の処遇改善にしっかり活用いただくよう要望いたします。

資料2に関連して、それぞれの地域において、介護をはじめ、様々複合的な課題を抱える人への対応を今後しっかり行っていくという方向性できている中で、それに対する期待も大きいところですが、課題はいずれも人材確保にあります。

地域包括支援センターの人材はもちろんのこと、地域で介護・福祉を担う専門職の計画的な採用を含め、人材確保については国として一層の支援が必要と思います。

以上です。

○菊池部会長 ありがとうございます。

座小田委員、お願いします。

○座小田委員 よろしく願いいたします。

資料1につきまして、給付と負担につきましてですけれども、前回は申し上げておりますが、介護保険制度の持続可能性を強固なものとして維持していくためには、負担のみではございませんで、給付の在り方についても、短期的かつ対症療法的な対策ではございませんで、中長期の視点に立って、しっかり議論をしていく時期に来ているのではないかと感じております。

また、資料2のほうでございますけれども、こちらにつきましても、地域共生社会の実現に向けた多様な主体の参入促進という観点から、地域住民のNPO活動、それから協同組合や民間企業等の多様な主体の参画を積極的に進めて、それぞれの特性を生かした多様な取組を地域ごとにデザインしながら充実させていただけるように、自治体への働きかけも含めて、環境整備をしていただきたいと思いますと思っております。

最後になりますけれども、住宅確保の要配慮書に対する居住支援につきましてでございます。

居住支援機能の構築につきましては、進めていただきたいわけでございますけれども、身元保証の問題は住宅確保に限らず、病院への入院、それから手術をしたり、また、施設への入居、既に保証人代行などの業態が生まれるなど、多岐にわたる問題となっておりますため、日常生活的視点で、広範囲な支援に向けた議論をお願いしたいと思います。

以上、全て意見でございます。どうもありがとうございました。

○菊池部会長 ありがとうございます。

伊藤委員、お願いします。

○伊藤委員 ありがとうございます。

給付と負担につきまして、コメントをさせていただきたいと思います。

今回、利用者負担が2割となる一定以上所得の判断基準の見直しについては、資料にございますように、12月20日の大臣折衝におきまして、残念ながら、またしても先送りされ、第10期介護保険事業計画期間の開始の前までに結論を得るとされたことは、極めて遺憾であると言わざるを得ません。

これまでも繰り返し申し上げてまいりましたけれども、生産年齢人口の減少が加速する中で、高齢者人口がピークを迎える2040年を見据えて、介護保険制度の安定性・持続可能性の確保、限界に達している現役世代の負担軽減を図っていくためには、より踏み込んだ給付と負担の見直しが不可欠であると考えております。

2割負担だけではなく、3割負担の判断基準の見直し、また、ケアマネジメントに関する給付の在り方や、軽度者への生活援助サービス等に関する給付の在り方等については、確実に検討・実施をいただきたいと考えております。

他の委員の方からも意見がございましたけれども、次期見直しに向けては、議論が終わらずに、また先送りになるということがあってはならないと考えております。

審議時間の確保も含めて、早急に議論を開始し、結論を得ることを改めて強く要望いたします。

以上です。

○菊池部会長 ありがとうございます。

小泉委員、お願いします。

○小泉委員 ありがとうございます。

まず、給付と負担についてでありますけれども、一定以上の所得の判断基準につきましては、2割負担の在り方について、引き続き、早急に総合的かつ多角的に検討を行い、第10期介護保険事業計画の開始の前までに結論を得るということで、いろいろと御配慮をいただき、御礼を申し上げます。

柔軟な考え方のもとに、慎重かつ多面的な議論がされるという方向性についても、賛同いたします。

資料3の住宅確保要配慮者に対する住宅支援機能等の在り方に関する中間まとめについてですけれども、居住支援の手段として、養護老人ホーム、軽費老人ホームなど、福祉施設の検討の対象とすべきと考えます。

これらの施設は、多様なニーズに対応し、これまでの実績があります。また、生活上の支援体制も整っており、一部の地域では定員割れが発生している施設もあります。今後、検討段階において、養護老人ホーム、軽費老人ホームを積極的に御検討いただきたいと考えております。

これらの施設は、住宅確保要配慮者に対する適切な居住支援を提供することが可能であ

り、地域の特性や需要に応じて、柔軟な対応が期待できますので、積極的な御検討をお願いいたします。

以上でございます。

○菊池部会長 ありがとうございます。

私には、何の権限もないのですが、生活困窮者自立支援及び生活保護部会では、救護施設等を、やはり支援のための施設として積極的に活用してはどうかという御意見をいただいていたのですが、確かに、今、小泉委員からいただいた御意見も、留意する必要があると思った次第で、すみません、私見を挟んでしまって申し訳ないのですが、峰村課長、どうぞ。

○峰村高齢者支援課長 すみません、今の点について、少し補足させていただきます。

実は12月5日の検討会でも、小泉委員のような同様の御意見がございまして、養護老人ホーム等の社会福祉施設を積極的に活用することについては、今回の検討会の中間取りまとめ（案）に盛り込む方向で、今、検討してございます。

また、御指摘の点を踏まえて、厚労省としても、これは、基本的な自治体の事務なので、すけれども、しっかり経営ができるように、地方交付税措置をしっかりとるとか、その辺については、厚労省も総務省と連携して、しっかり支援できる方向で取り組んでおりますので、引き続き、その方向で頑張っていきたいと思っております。

○菊池部会長 ということでございます、小泉委員。

○小泉委員 ありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

○菊池部会長 峰村課長、どうもありがとうございます。

それでは、井上委員、お願いします。

○井上委員 ありがとうございます。

まず、一定所得以上の判断基準の見直しでございますけれども、今後の高齢者の人口増と現役世代の減少のスピードを考えますと、今回先送りされたということは、非常に残念でございます。

今回の大臣折衝におきまして（i）に軸となる案が示されておりますし（ii）に金融資産の検討も掲げられておりますので、この2つにつきまして、早急に検討の開始をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○菊池部会長 ありがとうございます。

石田委員、お願いします。

○石田委員 ありがとうございます。

まず、資料1の1号保険料に関する見直しというところでございますけれども、一応、今後、また向こう3年間の間に、2割負担の対象者の拡大ということが、もう一度検討され、直されるということですが、ここにありますように、負担増に対応できると考えられる所得を有する利用者、これがどのような利用者なのかということについては、よ

り詳細にきちんと実態を調査していただくこととともに、一定以上所得という表記、これに関して、国民全体が本当にしっかり納得しているのかどうか、例えば、御本人もさることながら、そういった要介護サービス利用者の世代を親として持つ世代の方たちも、一定所得ということに関して、しっかり納得しているのかどうか、こういったこともきちんと調べていく必要があるのではないかと感じております。

それから、資料2の「総合事業における継続利用要介護者の利用可能サービスの弾力化」とあります。

総合事業につきましては、参考資料として、今回の中間整理のデータが掲載されておりますけれども、そこに総合事業の充実というのは、高齢者自身が適切に活動を選択できる、そのことによる、つまり、一番中心は高齢者に置くということです。これまで、介護保険サービス事業者が主体となっていたものを、その視点を変えろということが、ここにうたわれております。

そして、要介護や認知症となっても総合事業を選択できる枠組みをしっかりと作り上げるようになっております。これまでの総合事業とは違う新たな総合事業として、今回スタートするというので、この中で、さらに介護保険サービスというのが、利用できなくなるという方向になっては、これは全然方向性として反対になりますので、ここも十分注意した上で、総合事業については、これから向こう3年間でしっかりとその内容については、方向を定めていただきたいと思いますと思っております。

以上です。

○菊池部会長 ありがとうございます。

染川委員、お願いします。

○染川委員 ありがとうございます。

一定所得以上の判断基準についてですが、今回判断を先送りということですが、これから、また新たに議論を進めるに当たっては、これまで議論してきたような元気高齢者も含めたような収支の実態ではなくて、やはり介護を受けられている方が、どのような支出の状況なのかということが、検討の材料に必ずあるべきだと思っております。

民間の調査機関等が、要介護度別に、そういった支出についても調査をしているようですが、ぜひ今後議論を進めるに当たっては、厚生労働省としても、そういった調査・研究というのをしっかりやっていただいて、議論の際に資料としてお示しいただけると、もっとスムーズに議論ができるのではないかなと考えております。

以上です。

○菊池部会長 ありがとうございます。

田母神参考人、お願いします。

○田母神参考人 ありがとうございます。

資料2の1ページの地域包括支援センターにおける職員配置についてでございます。

先ほどもございました、3職種配置の原則は変わらないということでございますが、複

数圏域をカバーする場合の対面での対応体制や、あるいは多岐にわたるニーズに的確に対応できているかというところを、改正後の状況を把握いただき、また、検証もしっかり行っていただきたいと思います。

以上でございます。

○菊池部会長 ありがとうございます。

江澤委員、お願いします。

○江澤委員 2点だけ申し上げます。資料1の5ページでございます。

今後の検討につきまして、(i)番のア、イ、(ii)番という方向性が示されています。

2割負担の対象者における一定以上所得の判断基準について、これまでも申し上げておりますけれども、年収モデル等できめ細かく詳細に検討していただきまして、該当者が必ず負担できるという確約のもと、進めていただきたいと思います。

また、今のは(i)のアに関するものですが、(i)のイにつきましては、より低い年収の方について、金融資産を考慮するという対応になるかと思っておりますけれども、金融資産においても、前回の資料でもかなりばらつきがありますし、平均値と中央値でもかなり乖離もありますし、個々の状況に応じてきめ細かく、本当に困窮する人がいないのかどうかを御検討いただきたいと思います。

もう一点は、資料2の総合事業についてですが、今後について一定程度の科学的根拠、医学的知見に基づいたサービスの質の向上が求められると考えております。

そのためには、どういった介入を行って、その結果、どのように状態が変化したかについて、データベースの構築を行うなども含めて、今後、見える化をしていくべきだと、そのことによって、また、PDCAが回せると思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○菊池部会長 ありがとうございます。

井川参考人、お願いします。

○井川参考人 ありがとうございます。

資料1、資料2につきましては、各委員がおっしゃられたように、幾つかの問題点等がございますけれども、私どもは承認したいと考えております。

あわせて、資料3に関しまして、住宅確保要配慮者に関する居住支援機能ということでございますけれども、ここに関しましては、先ほど座小田委員がおっしゃられましたように、やはり介護だけではなく医療にも関わる、そういう観点というものは、非常に重要性を占めておると思っています。特に医療の中でも、高齢者救急、そういうものに関して、なかなか退院先が決まらないということから考えますと、こういう施策というのは、非常に重要であると考えます。

ただ、こういうことをきっちり決めれば決めるほど、ややもすれば、犠牲になるのがスピードということでございまして、やはりスピードという観点というのを強調した上で、この施策を進めていただければなと思っております。



以上です。

○菊池部会長 ありがとうございます。

野口部会長代理、お願いします。

○野口部会長代理 この前も申し上げたことですが、データに関することです。皆さん、やはり実情をちゃんと調べてということなのですが、こういった調査をするのにも物すごく予算がかかります。

その中で、やはり国民生活基礎調査、この前も申し上げましたけれども、世帯票、健康票、介護票、所得票、貯蓄票とあらゆる面で、多角的な面で国民を調べている、70万規模の非常に大きな調査です。この枠組みをぜひ利用していただきたいということになります。

次の大規模調査年が、ごめんなさい、間違っていたら御確認いただきたいのですが、令和7年に予定されています。令和7年の調査で、やはり今まで介護票と所得票と貯蓄票というのを一緒に取っていなかったのですけれども、ぜひそこを一緒に取っていただくとともに、支出ですね、今まで出された資料というのは、総務省がやっている家計調査を使っていたと思うのですけれども、でも、国民生活基礎調査では、家計支出の合計額しか聞いていないのですけれども、ぜひその辺りで、国民生活基礎調査を拡大させる形で、基礎資料をちゃんとつくるために、予算をちゃんと確保して、一度で結構なので、ちゃんと多角的、多方面からのデータを同じ人について集めて、実態が分かるような調査を、ぜひお願いしたいと思います。

よろしくをお願いします。

○菊池部会長 ありがとうございます。

ほかには、よろしいでしょうか。

今の最後の点、野口代理の御要望というか、これは、老健局で聞き置くだけでは全く話が進まないのですが、ここから、どこにお伝えするかというのも、私は分かりませんが。

○野口部会長代理 すみません、恐らく大臣官房だと思います。

○菊池部会長 大臣官房ですね。ありがとうございます。

○野口部会長代理 昔の統計情報部です。

○菊池部会長 いかがでしょうか、今の御意見を受けて。

○簗原介護保険計画課長 計画課長でございます。

前回も野口部会長代理から御指摘をいただいていたかと思いますが、統計情報部等々も、ちょっと拡大というところができるかどうか、よく検討しなくてはいけないですし、継続的な調査というところがございますので、その点はよく考えなくてはいけない部分があるかと思いますが、先ほどの介護票等々の分析等については、非常に重要な御示唆だと思っておりますので、しっかり検討をさせていただきたいと思っております。

○菊池部会長 制度改正、政策決定の基礎になる重要な御指摘だと思いますので、ぜひよろしくお願いたします。

あとは、よろしいでしょうか。

様々な御意見をいただきまして、ありがとうございます。また、時間に御協力をいただきまして、ありがとうございました。

議題1の一定以上所得の判断基準の見直しにつきましては、第10期介護保険事業計画期間の開始が2027年度以降ですが、その前までに結論を得るという方針が事務局から示されましたので、本部会で改めて適切な時期に議論を始めさせていただければと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、予定の時間となりましたので、本日はここまでとさせていただきます。

次回の日程について、事務局からお願いいたします。

○奥山総括調整官 事務局でございます。

次回の本部会の日程につきましては、追って事務局より御連絡させていただきます。

○菊池部会長 それでは、本日の部会は、これで終了させていただきます。

御多忙の中、御参加いただきまして、ありがとうございました。

どうか、よいお年をお迎えください。失礼いたします。